

細 則

会費および会員

- 1 一般会員の会費は、年額 3,000 円とし、毎年度末までに次年度の会費を支払うものとする。ただし、大学院生（研究生、研修生を含む）の会費は、年額 1,500 円とする。
- 2 学生会員の会費は、年額 1,500 円とし、毎年年度初めに当該年度の会費を納めるものとする。
- 3 会費滞納が 1 年以上におよぶ会員は、会員としての権利を失うものとする。
- 4 以上 3 項の細則は、1983 年 4 月 1 日から実施する。ただし、1 にある大学院生の会費については、2016 年 4 月 1 日より、2 にある学生会員の会費については、1985 年 4 月 1 日より適用する。